

第3回食品ロス削減関係省庁等連絡会議 議事次第

日時：平成26年8月4日

10:00～12:00

場所：消費者庁第61会議室

議題

1. 消費者庁の組織変更について
2. 平成25年度及び26年度の実施状況について
3. 今後の普及啓発方策
4. その他

配布資料

- | | |
|-------|---------------------------|
| 資料1 | 「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」の設置について |
| 資料2-1 | 食品ロスに関する最近の動向（農林水産省） |
| 資料2-2 | 食品ロス削減に向けた経済産業省の実施 |
| 資料2-3 | 市町村等を通じた地域の食品ロス対策の促進（環境省） |
| 資料2-4 | 食品ロス削減に向けた消費者庁の実施 |
| 資料2-5 | 食品ロス削減に向けた内閣府の実施 |
| 資料2-6 | 食品ロス削減に向けた文部科学省の実施 |
| 参考1 | 食品ロス削減に向けた関係府省庁の実施概要 |

「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」の設置について

平成24年7月25日

関係省庁等申合せ

平成25年2月20日

一部改訂

平成26年2月20日

一部改訂

1. 趣旨

我が国では、年間約1,700万トンの食品廃棄物が排出され、このうち食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間約500～800万トンと試算されている。

このことについて、食品産業では、平成24年4月から食品廃棄物の発生抑制の重要性が高い業種について「発生抑制の目標値」を設定し、事業者による食品ロスの削減を図っているところであるが、そもそも食品産業において食品ロスの要因の一つである過剰在庫や返品等の商取引慣行が形成された背景には、消費者の過度な鮮度志向があるといわれている。

このため、消費者が無駄を意識し、食品ロスの削減を行う事業者を応援するといった環境コミュニケーションが形成されれば、フードチェーン全体での効果が期待できると考えられることから、消費者の食品ロスに対する意識改革を図るための場として、消費者政策担当課長会議の下に、食品ロス削減関係省庁等の室長以上クラスによる「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」（以下「連絡会議」という）を設置する。

2. 役割

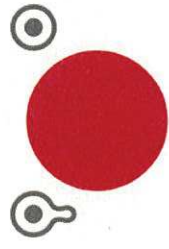
食品ロスの削減に関連する関係省庁等の連携を図り、食品ロスの実態及び関係省庁等における取組み等を情報交換するとともに、消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する自覚（例：賞味期限等の食品表示の正しい理解、冷蔵庫の在庫管理、食品ロスに対する意識改革）を形成するため普及啓発方策について、検討・協議する。

3. 構成

- 内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（食育推進担当）
- 文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課 健康教育企画室長
- 農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室長
- 経済産業省 商務情報政策局 流通政策課長
- 環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室長
- 消費者庁 消費者政策課長
- 消費者庁 消費生活情報課長
- 消費者庁 食品表示企画課長

4. 庶務

消費者政策担当課長会議における特定分野に関する「関係省庁等担当課長会議」の枠組みを活用することから、消費者庁消費者政策課において処理。



食べものに、
もったいないを、
もったいない。

NO-FOODLOSS PROJECT

(ろすのん)

食品ロスに関する最近の動向

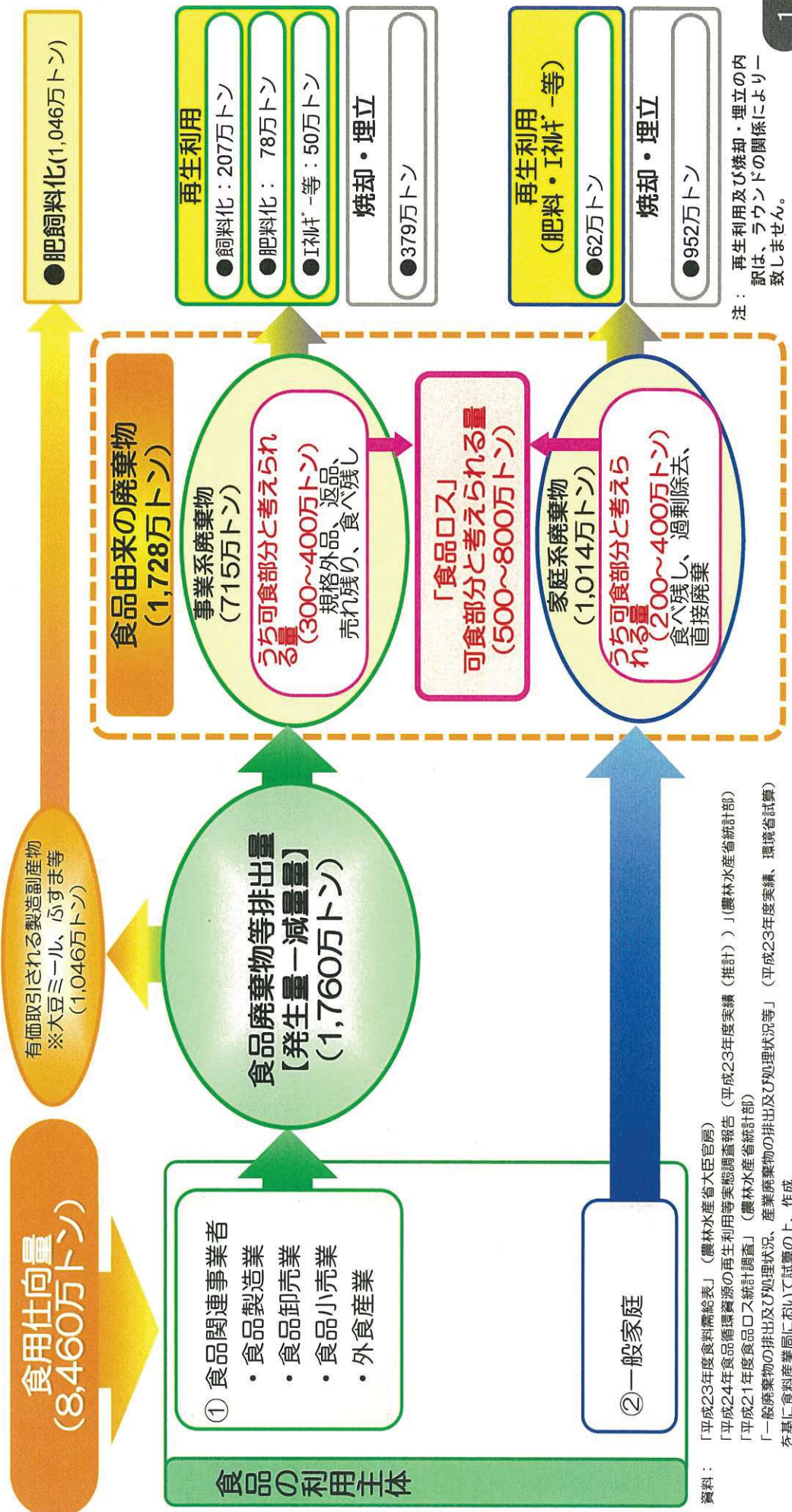
平成26年8月

農林水産省

食バ食
イ品
料才産
産マ環
業資対
源策
局課室

●日本のもったいない事情

○ 日本では、年間約1,700万トンの食品廃棄物が排出。このうち、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」は、年間約500～800万トン含まれると推計。（平成23年度推計）



資料：「平成23年度食料需給表」（農林水産省大臣官庁）
「平成24年度食品循環資源の再生利用等実態調査報告（平成23年度実績（推計））」（農林水産省統計部）
「平成21年度食品ロス統計調査」（農林水産省統計部）
「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況等」（平成23年度実績、環境省試算）
を基に食料産業局において試算の上、作成

注：再生利用及び焼却・埋立の内訳は、ラウンドの関係により一致しません。

●食品廃棄物等の発生抑制目標値の本格展開

- 食品関連事業者にとって、食品廃棄物等の発生抑制は、取り組むべき最優先事項であり、「もったいない」という時代の要請にかなう取組であり、コスト削減に貢献。
- 食品リサイクル法に基づく努力目標として「発生抑制の目標値」を設定。平成26年4月から26業種に対象を拡大して本格展開。事業者は毎年度目標値以下となるよう努力。
- 発生抑制の取組の評価は、再生利用等実施率目標の達成に向けた取組とあわせて評価。
- 今回、発生抑制目標値を設定できなかった業種については、事業者は自主的な努力により発生抑制に努めることとし、引き続きデータを収集し、可能な業種から目標値設定を検討。

■平成26年4月から本格実施の目標値【目標値の期間 5年（平成26年4月1日～平成31年3月31日）】

暫定目標（16業種）⇒ 本格実施（15業種）

肉加工品製造業	113kg/百万円	冷凍調理食品製造業	363kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円	そう菜製造業	403kg/百万円
味そ製造業	191kg/百万円	すし・弁当・調理パン製造業	224kg/百万円
しょうゆ製造業	895kg/百万円	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	14.8kg/百万円
ソース製造業	59.8kg/t	各種食料品小売業	65.6kg/百万円
パン製造業	194kg/百万円	菓子・パン小売業	106kg/百万円
麺類製造業	270kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円
豆腐・油揚げ製造業	2,560kg/百万円		



本格実施（11業種追加） ※旧区分の10業種に相当

水産缶詰・瓶詰製造業	480kg/百万円
野菜漬物製造業	668kg/百万円
食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限る。）	175kg/百万円
食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限る。）	152kg/百万円
居酒屋等	
喫茶店	
ファーストフード店	108kg/百万円
その他の飲食店	
持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）	184kg/百万円
結婚式場業	0.826kg/人
旅館業	0.777kg/人

※「旧区分」：平成23年度の食品多量発生事業者の定期報告の業種分類（食堂・レストランが1区分となっている）。
※目標値の「kg/百万円」とは、売上高（百万円）当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）
※目標値の「kg/t」とは、製造数量（t）当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）
※目標値の「kg/人」とは、利用者一人当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）

●食品ロス削減のためのフードチェーン全体の取組

○過剰在庫や返品等によって発生する食品ロス等は、個別企業等の取組では解決が難しくフードチェーン全体で解決していくことが必要。このため食品業界において、製造業・卸売業・小売業の話し合いの場である「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置するとともに、その取組を支援。

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム（19名）

【目的】食品ロス削減のための商慣習について検討、【構成】食品製造業、食品卸売業及び食品小売業の企業、学識経験者
【事務局】流通経済研究所（農林水産省補助事業）

【参加企業】

■食品製造業（9社）		■食品卸売業（3社）	
・味の素(株)	(風味調味料協議会)	・国分(株)	(日本加工食品卸協会)
・江崎グリコ(株)	(全日本菓子協会)	・三菱食品(株)	(日本加工食品卸協会)
・キッコーマン食品(株)	(日本醤油協会)	・(株)山星屋	(全国菓子卸商業組合 連合会)
・コカ・コーラカスターマーケティング(株)	(全国清涼飲料工業会)		
・サントリー食品インターナショナル(株)	(全国清涼飲料工業会)	■食品小売業（4社）	
・日清食品(株)	(日本即席食品工業協会)	・イオンリテール(株)	(日本チェーンストア協会)
・ハウス食品(株)	(全日本カレー工業協同組合)	・(株)イトーヨーカ堂	(日本チェーンストア協会)
・(株)マルハニチロ食品	(日本缶詰協会)	・(株)東急ストア	(日本ス・パ・マ・ケット協会)
・雪印メグミルク(株)	(日本乳業協会)	・(株)ファミリーマート	(日本フランチャイズチェーン協会)

検討経緯

(平成24年度)	
10月3日	第1回WT開催
11月2日	第2回WT開催
1月18日	第3回WT開催
2月22日	第4回WT開催
3月5日	中間とりまとめ公表
(平成25年度)	
11月15日	第1回WT開催
12月11日	第2回WT開催
3月13日	第3回WT開催
3月26日	とりまとめ公表(食品ロス削減シンポジウム)

食品ロス削減のための商慣習検討WTの中間とりまとめ【H25.3.5公表概要】

1. 基本的考え方

現在、食品の流通現場で食品ロス発生の原因となりうる返品等の商慣習が存在するが、食品ロス削減という観点からは可能な限りこれを見直し、経済的ロスを経済成長につなげていく必要があり、製・配・販各社の壁を越えつつ、消費者の理解を得ながら、優先順位をつけた取組を進めていくことが必要である。
平成24年度のワーキングチームの活動として次の事項を決定し、平成25年度以降も順次取組を進めるとともに、業界団体の協力を得て、業界団体の会員企業に取組の輪を広げ、食品業界全体に普及推進していく。

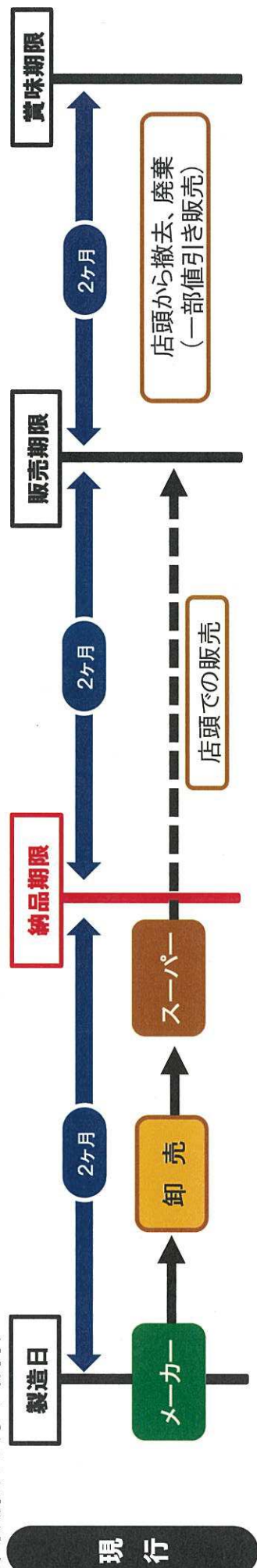
2. 取組の内容

- (1) 卸売業・小売業の多くで取引条件として設定されている納品期限の見直し・再検討に向けたパイロットプロジェクトの実施
- (2) 賞味期限の見直し、(3) 表示方法の見直し、(4) 食品ロス削減に関する消費者理解の促進、(5) その他の食品ロス削減に向けた取組

●納品期限見直しパイロットプロジェクトの実施について

○「食品ロス削減のための商慣習検討WT」の中間とりまとめに基づき、平成25年8月から半年程度、特定の地域で飲料・菓子の一部品目の店舗への納品期限を現行より緩和（賞味期限の1/3→1/2以上）し、それに伴う返品や食品ロス削減量を効果測定。

（賞味期限6ヶ月の場合）



※販売期限は小売店が商品管理の必要性から独自に設定する店頭で商品販売する期限のこと。

●平成25年度商慣習検討ワーキングチームとりまとめ【H26.3.26公表概要】

- 納品期限見直しパイロットプロジェクトの結果、納品期限緩和は食品ロス削減に相当の効果（飲料と賞味期間180日以上菓子で約4万トン）。飲料・賞味期間180日以上菓子は、納品期限緩和を推奨。
- 納品期限緩和、賞味期限延長、日配品ロス削減等、引き続き、食品ロス削減に向けた活動を推進。

納品期限見直しパイロットプロジェクト（35社）の結果

【食品製造業】
鮮度対応生産
の削減など未
出荷廃棄削減

【物流センター】
納品期限切れ
発生数量の減
少、返品削減

【小売店頭】
飲料及び賞味期
間180日以上
菓子は店頭廃棄
増等の問題なし

【該当食品全体への推計結果】
飲料：約 4万トン（約71億円）
菓子：約 0.1万トン（約16億円）
（180日以上）
⇒ 合計：約4万トン（約87億円）

事業系
食品ロスの
1.0%～
1.4%

納品期限緩和

- 飲料・賞味期間180日以上菓子は納品期限緩和を推奨
- 180日未満菓子は販売期限延長も含めて納品期限緩和の方法を検討

賞味期限

- 生産・衛生技術、包装技術の進展を踏まえ、賞味期限を延長
- 賞味期限設定の考え方を消費者に情報提供
- 消費者の理解を得ながら、賞味期限の年月表示化

日配品

- フードチェーン全体での具体的なロス削減方策を検討

- 消費・賞味期限が間近なものの売切りを促進する「もったいないポイント」の付与実験

消費者理解

- 食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を推進
- 「ろすのん」を活用した取組、期限表示のわかりやすい説明等を推進

平成26年度の取組予定

●食品ロス削減国民運動 ～NO-FOODLOSS プロジェクト～

- 食品ロス発生の段階別にモデル的な削減の取組を支援し、生活者一人ひとりの意識・行動改革に向けて、官民をあげて食品ロス削減国民運動を展開。
- 「もったいない」発祥国として、世界に日本の取組を発信。

食品ロスの削減を推進し、以下を実現

- 食品ロス削減の取組により、資源を無駄なく効率的に活用するフードチェーン作りを進め、経済成長に貢献
- 「もったいない」発祥国として世界に日本の取組を発信



事業者からの食品ロス 300～400万トン/年

- ・過剰在庫・返品（製・配・販）
- ・調理くず・食べ残し（外食）

家庭からの食品ロス 200～400万トン/年

- ・調理くず
- ・食べ残し、手つかずの食品の廃棄

【製造・流通】

- ・製・配・販によるパイロットプロジェクト
- ・フードバンク活動支援
- ・もったいないポイント実証

【外食】

- ・ドギーバック普及支援、食べきり運動等



一人ひとりの
意識・行動改革

【家庭・消費者】

- 小売店舗、マスメディア、SNS等を活用した戦略的コミュニケーション
（意識啓発、期限表示理解促進、エコクッキング等）

NO-FOODLOSSプロジェクト

資源を無駄なく効率的に活用するフードチェーン作りを進め経済成長に貢献

【6府省の連携】

「食品ロス削減関係府等連絡会議」を構成する6府省（消費者庁、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）が連携し、官民をあげて食品ロス削減国民運動を展開。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

●食品業界の食品ロス削減に向けた主な取組

賞味期限延長の試み

- ・日本即席食品工業会では、これまでの製造技術や包装技術の進歩から、賞味期限の延長が可能との結論を得たため、平成25年6月に「即席めん」の期限表示設定のためのガイドライン」を改訂した。平成26年春より、賞味期限を1～2ヶ月延長したカップめんや袋めんが登場。

【メーカーの賞味期限延長の取組み】

メーカーアンケートによると、2009年以降958アイテムで賞味期限の延長が行われ、今後336アイテムで予定がある。

商品	アンケート 回答企業数	実施済み		今後予定あり	
		商品アイテム数	商品アイテム数	商品アイテム数	商品アイテム数
合計	234	958		336	
菓子	152	574		293	
清涼飲料	17	63		0	
カレー	20	0		2	
缶詰・レトルト	6	25		2	
乳製品	39	296		39	

※ 公益財団法人流通経済研究所調べ(2014年)

賞味期限表示の年月表示化の試み

- ・日本醤油協会では、「醤油の日付表示に関するガイドライン」を作成する際に、過度に厳しい日付管理が深夜・早朝操業や返品等の原因となっていたことに鑑み、賞味期限が3か月を超えるものについては、原則として年月で表示することとしている。
- ・平成25年5月製造分より、飲料大手5社の国産水2Lペットボトルで年月表示に切り替え。平成26年6月製造分より、キリン、サントリーの缶コーヒー、茶などで切り替え。

【メーカーの年月表示化の取組み】

メーカーアンケートによると、2009年以降50アイテムで年月表示化が行われ、今後311アイテムで予定がある。

商品	アンケート 回答企業数	実施済み		今後予定あり	
		商品アイテム数	商品アイテム数	商品アイテム数	商品アイテム数
合計	234	50		311	
菓子	152	10		309	
清涼飲料	17	40		0	
カレー	20	0		2	

※ 公益財団法人流通経済研究所調べ(2014年)

●ろすのんとのコラボレーション①

「ろすのん」だのん。
皆とコラボしたいのん。

📍 食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

○名前：ろすのん（性別 め）

- ・食品ロスをなくす(non)という意味から命名
- ・280件の応募の中から決定（平成25年12月）

○ろすのんのロゴセ：語尾に「のん」がつく

○好きな食べ物：刺身のつま、パセリ

○夢：食品ロスがなくなること

○好きな言葉：残り物には福がある

納品期限を緩和している
飲料の売場に掲示



食品ロス削減に貢
献する家電の売場
店頭や販売カタログ
に使用

SHARP



食品ロス削減に取り組む団体・企業の皆さん、是非ご利用いただき、一緒に国民運動を盛り上げていきましょう。(無料です！)

ロゴマーク利用許諾要領、利用許諾申請書等は、下記の農林水産省URLを御確認ください。

http://www.aff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/index.html

●ろすのんとのコラボレーション②

社員食堂にテーブルトップを設置し、社員に食べきり運動の呼びかけや食品ロス削減に向けた啓発を実施

 **kikkoman**



meiji



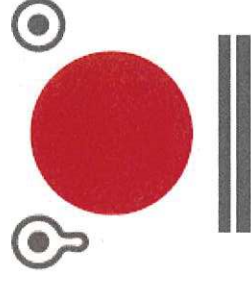
「残さず食べよう！30・10運動」のPR用コースター等に使用

松本市



ろすのん(ロゴマーク)の利用者は50件※にまで増えたのん。
これからもよろしくのん。

※7月18日現在の承認・届出件数。
地方公共団体、NPO法人、食品製造・卸、小売、外食産業など様々な団体・事業者において利用。



●農林水産省の取組

ろすのんを活用した食べきり運動の例（本省）

農林水産省の職員食堂では、ポスターとテーブルトップ（三角柱）を設置し、職員に食品ロス削減の取組を呼びかけています。ポスターとテーブルトップの版下は、下記URLに掲載していますので、ぜひご活用ください。（このまま使用する場合、利用許諾などの手続きは必要ありませんので、どんどん使って頂いて結構です。）



↑
農水省内の食堂で食べきり運動
に取り組む農林水産省職員



← ろすのんテーブルトップ（三角柱）

地方農政局、地域センターの展開

農林水産省の各地方農政局・地域センターでも、ろすのんのポスターやテーブルトップ（三角柱）を設置するなど、職員が創意工夫を凝らした取組を行い、食品ロス削減国民運動を全国に広げています。



ろすのんテーブルトップ



ろすのんポスター



ろすのん巨大三角柱

関係省庁、地方自治体でも実施中。是非社員食堂等でご活用下さい。
ポスター、テーブルトップの版下は農林水産省HPにて公開しています。

ポスター： http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/pdf/rosunon_posuta.pdf
テーブルトップ： http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/pdf/sankakutyu.pdf

「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」に対する意見の募集

平成 26 年 7 月 25 日
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

この度、「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」について、広く国民の皆様から意見を募集いたします。

記

1 意見公募の背景

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）については、改正後5年が経過したことから、平成25年3月から食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合を開催し、食品リサイクル法の施行状況の点検、関係者からのヒアリングを行い、今後の食品リサイクル制度のあり方について検討を行って参りました。

この度、合同会合におけるこれまでの検討結果を踏まえて整理された「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」について、国民の皆様から広く意見を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室において配布及び農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp>）、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/>）において掲載

3 意見・情報の提出方法

（1）インターネットによる提出（クリックして下さい。）

（2）郵便 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課
食品産業環境対策室食品リサイクル担当
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室食品リサイクル担当

（3）ファクシミリ 03-6738-6552（農林水産省）
03-3593-8262（環 境 省）

4 意見の提出上の注意

提出の意見は、日本語に限ります。

電話での意見はお受けしませんので御了承願います。

5 意見の提出の締切日

平成26年8月25日（郵便の場合は消印有効）

6 公示資料

今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）

今後の食品リサイクル制度 のあり方について（案）

平成 26 年 6 月 30 日

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会
中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会

目次

1. はじめに	1
2. 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等を取り巻く状況	3
(1) 発生抑制・再生利用等の必要性	3
(2) 現状	4
3. 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等を推進するための課題と 具体的施策	6
(1) 再生利用等実施率等のあり方	6
①再生利用等実施率について	6
②定期報告制度について	7
(2) 発生抑制の推進施策のあり方	8
①発生抑制の目標値について	8
②官民をあげた食品ロス削減の取組について	8
(3) 再生利用の促進施策のあり方	9
①再生利用手法の優先順位について	9
②再生利用手法について	10
③登録再生利用事業者制度について	10
④再生利用事業計画（リサイクルループ）認定制度について	11
⑤再生利用施設の整備の促進について	12
⑥その他	12
(4) 地方自治体との連携を通じた食品廃棄物等の発生抑制・再生 利用の取組の促進	13
(5) 熱回収のあり方について	14
(6) 学校給食用調理施設、公的機関の食堂、直営の社員食堂等から 発生する食品廃棄物等に係る取組	15
(7) 家庭系食品廃棄物に係る取組	16
(8) 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の推進を通じた食に関す る多様な政策目的への貢献	16
4. おわりに	17

1. はじめに

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有している。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係している。

我が国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づき、循環型社会形成推進基本計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

食品関連業界においても、資源として活用できる有用なもの（以下「食品循環資源」という。）があるにもかかわらず、その有効な利用が十分に行われずに廃棄され、食品廃棄物等¹の発生量が増大する状況にあった。

このため、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量について、国の基本方針及び食品関連事業者²の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等³を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）が制定された。

食品リサイクル法では、附則第2条において、施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。また、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（平成13年5月30日公表。以

¹ 食品廃棄物等：食品リサイクル法では、次に掲げる物品をいうものと定義されている。

① 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの

② 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

このうち廃棄物に該当するものを指して「食品廃棄物」と表記している。

² 食品関連事業者：食品リサイクル法では、次に掲げる者をいうものと定義されている。

① 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者

② 飲食店業その他食事の提供を伴う事業（沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業）を行う者

³ 現行の食品リサイクル法では、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量を「食品循環資源の再生利用等」というものとされている。

下「基本方針」という。)を定めており、この基本方針は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令(平成13年政令第176号)において、概ね5年ごとに見直しを行うこととされている。

これらを受け、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会の合同会合等における検討が行われ、平成19年2月には「食品リサイクル制度の見直しについて」(食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会意見具申)がとりまとめられた。当該検討では、食品リサイクル法が施行されてから5年が経過し、食品関連事業者全体の食品循環資源の再生利用等の実施率は着実に向上しており、一定の成果が認められた。一方で、食品循環資源の再生利用等を一層促進するため、

- ① 食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に対し食品循環資源の再生利用等の状況等に関し定期の報告を義務付けること
- ② 食品循環資源を原材料とする肥飼料を利用して生産される農畜水産物等の食品関連事業者による利用の確保を通じて、食品産業と農林水産業の一層の連携が図られる場合には、食品循環資源の収集又は運搬について一般廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の許可を不要とする措置を講ずる制度(いわゆる「リサイクルループ」認定制度)を創設すること
- ③ 食品循環資源の有効な利用の確保に資する行為として再生利用が困難な場合に「熱回収」を位置付けること

等の措置を講ずるものとして、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第83号。以下「改正法」という。)が制定され、同年12月に施行された。

改正法の附則第7条においては、施行後5年を経過した場合において、改正後の食品リサイクル法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。また、基本方針についても、上記のとおり概ね5年ごとに見直しを行うこととされている。

これらを受け、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会では、平成25年3月から合同会合を開催し、食品リサイクル法の施行状況の点検、食品リサイクル制度の関係者からのヒアリングを行い、同年7月の第7回合同会合において、今後の食品リサイクル制度のあり方に関する論点整理をとりまとめた。

その後、平成26年2月から合同会合を再開し、この論点整理で整

理した個別論点ごとに検討を行ってきたところである。

本とりまとめは、これまでの合同会合における検討を通じて明らかにされた食品リサイクル制度の現状と課題を整理し、その改善策を提示したものである。

2. 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等を取り巻く状況

(1) 発生抑制・再生利用等の必要性

循環型社会形成推進基本法における優先順位においては、原材料、製品等が廃棄物となることができるだけ抑制されなければならないとされており、資源消費の抑制、温室効果ガスの排出削減を含めた環境負荷の低減により、持続的に発展することが可能な社会を実現する観点から、食品廃棄物等の発生抑制を第一に優先し、発生した食品廃棄物等については、資源の有効な利用の確保の観点から再生利用等を行うことが必要とされている。

このような中、食品リサイクル法は、平成13年5月の施行から13年が経過し、食品製造業など食品関連事業者の努力により、食品廃棄物等の発生量は年々減少するとともに、食品循環資源の再生利用等実施率は上昇傾向にある。

特に、食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上である食品関連事業者の再生利用等実施率は、食品製造業及び食品小売業で目標⁴を達成している。また、登録再生利用事業者⁵は飼料化・肥料化を中心に年々増加するとともに、平成19年の改正法において設けられたリサイクルループの認定件数も年々順調に伸びている。このように、食品リサイクル法は一定の効果を発揮してきたと評価できる。

一方、世界的には穀物価格が上昇⁶し、約8億人の飢餓人口⁷がいる中で、食品廃棄物の削減は、国際連合食糧農業機関（FAO）、経済協力開発機構（OECD）などで国際的な課題とされており、欧州では2020年までに食品廃棄物を半減させるという目標の達成に向け、EU各加盟国が具体的な行動に着手しており、我が国も国際的な課題解決に貢献していくことが必要である。

また、平成25年5月31日に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画においては、再生利用（リサイクル）よりも優先順位が高い2R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース））の取組がより進む社会経済システムの構築を目指した取組を行っていく

⁴ 基本方針において定められた食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標（食品製造業：85%、食品卸売業：70%、食品小売業：45%、外食産業：40%）

⁵ 食品循環資源の再生利用を行うリサイクル業者のうち、優良な業者として主務大臣の登録を受けた者

⁶ 穀物等の国際価格は2014年6月現在で2006年秋頃に比べ1.3～2.7倍に上昇

⁷ The State of Food Insecurity in the World 2013(FAO,2013)

べきとされ、その中で、食品関連事業者や消費者が一体となって取り組むべき課題として、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」への対応が挙げられている。

平成25年12月10日に農林水産業・地域の活力創造本部（総理を本部長、内閣官房長官、農林水産大臣を副本部長とし、関係閣僚が参加。内閣に設置。）において策定された農林水産業・地域の活力創造プランにおいても、具体的施策として、官民をあげた食品ロス削減国民運動の展開を行うこととされている。

再生利用については、地域で循環可能な資源を地域で有効利用する「地域循環圏」構築の促進の観点からも、食品循環資源を地域の貴重な資源ととらえ、その推進を図ることが必要である。

平成22年に閣議決定されたバイオマス活用推進基本計画において、食品廃棄物は平成32年には約40%が利用されることを目標としており、一層の再生利用の促進が求められているとともに、平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略においても、地域資源を活用した活性化が重要課題とされている。

なお、全ての事業活動は良好な環境の保全が前提となっているという点を念頭に置きながら再生利用の取組を進めることが必要である。

（２）現状

我が国の一人当たりの食品廃棄物発生量は比較的少ないものの（表１参照）、食料自給率39%、飼料自給率26%とその食料の多くを海外に頼りながら、依然として年間約1,700万トンの食品廃棄物が発生し、このうち、食品ロスが約500～800万トンあると推計されている（図１参照）。また、食品関連事業者による食品廃棄物等の発生抑制率は、平成24年度で11%⁸にとどまっている。

表１ 各国における食品廃棄物の発生量等

	日本	韓国	米国	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン
人口(万人) ①	12,745	4,888	30,905	6,222	8,170	6,278	938
食品廃棄物の発生量(万トン) ②	1,713	約490	5,540	約1,400	約1,100	約2,210	約101
1人当たり発生量(kg/人) ②/①	134	約100	179	約225	約135	約352	約108

※ 平成24年度食品リサイクルの進捗状況等に係る調査委託事業等を基に農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課で作成。

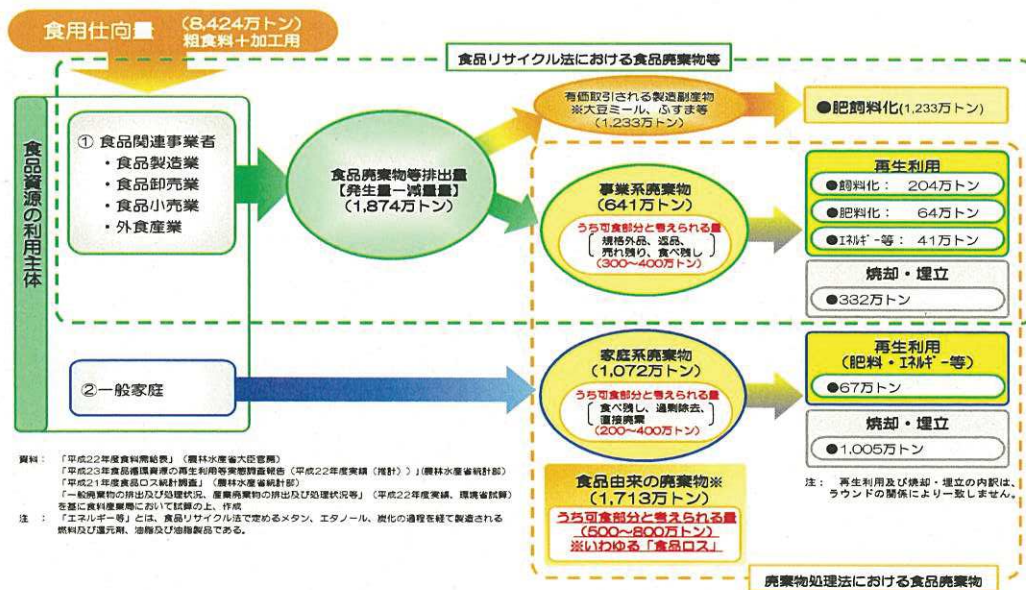
※ 「食品廃棄物の発生量」は家庭系廃棄物だけでなく事業系廃棄物も含む。

⁸ 平成24年度の発生抑制率 $A \div (A+B) \times 100$

A：平成19年度を基準年とした平成24年度の食品廃棄物等の発生抑制量

B：平成24年度の食品廃棄物等の発生量

図1 食品廃棄物等の利用状況等（平成22年度推計）＜概念図＞



食品リサイクル法に基づき再生利用等が求められている食品廃棄物等についてみた場合、食品廃棄物等の発生量が年間100トン未満の事業者を含めた食品関連事業者の平成24年度の再生利用等実施率は約85%であるが、分別の困難性等から食品流通の川下に行くほど再生利用等実施率が低下（食品製造業約95%、食品卸売業約58%、食品小売業約45%、外食産業約24%）している（表2参照）。

表2 食品循環資源の再生利用等実施率（平成24年度）

業種	年間発生量 (万t)	業種別 実施率 目標 (%)	再生利用等実施率(%) ()の数字は再生利用等実施量							
			再生利用等実施率(%)		(用途別仕向先)				熱回収	減量
			発生抑制	再生利用	飼料	肥料	その他	熱回収		
食品製造業	1,580	85	95 (1,693万t)	11 (201万t)	69 (1,229万t)	75 (923万t)	18 (219万t)	7 (88万t)	2.3 (44万t)	12 (220万t)
食品卸売業	22	70	58 (14万t)	9 (2万t)	47 (11万t)	30 (3万t)	46 (5万t)	24 (3万t)	0.3 (0万t)	1 (0万t)
食品小売業	122	45	45 (62万t)	12 (17万t)	32 (45万t)	45 (20万t)	36 (16万t)	19 (8万t)	0.1 (0万t)	1 (1万t)
外食産業	192	40	24 (48万t)	4 (9万t)	19 (38万t)	30 (11万t)	37 (14万t)	33 (12万t)	0.1 (0万t)	1 (1万t)
食品産業計	1,916	—	85 (1,817万t)	11 (229万t)	62 (1,323万t)	72 (958万t)	19 (254万t)	8 (111万t)	1.9 (44万t)	10 (222万t)

また、食品廃棄物等のうち、廃棄物として排出される約641万トンのうち、再生利用されている割合は約48%で、依然として約332万トンが焼却⁹・埋立処分されている。

⁹ 焼却されているものの中には焼却熱が発電等に利用されているものもある。

一方、家庭系の食品廃棄物については、発生量の約1,072万トンに対し、再生利用されている割合は約6%で、残りの約1,005万トンが焼却⁹・埋立処分¹⁰されている。埋立処分場の新設・拡張が難しい中で、処分場の確保に苦慮している市町村も存在しており、食品廃棄物の再生利用、最終処分量の削減を進める必要がある。

3. 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等を推進するための課題と具体的施策

(1) 再生利用等実施率等のあり方

① 再生利用等実施率について

基本方針において、業種別の再生利用等実施率については、平成24年度までに、食品製造業は85%、食品卸売業は70%、食品小売業は45%、外食産業は40%に向上させる目標を定めている（現行の基本方針が改定されるまでの間は、平成24年度までの再生利用等実施率目標が引き続き適用されている）。

また、この業種別の再生利用等実施率の目標を達成するため、各食品関連事業者に適用される実施率の目標（基準実施率）の算定方法を、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第4号）で定めている。

現行の基準実施率については、平成19年度の各食品関連事業者の再生利用等実施率が基準となっており、平成20年度の基準実施率は、平成19年度の各食品関連事業者の再生利用等実施率の実績に、平成19年度の再生利用等実施率に応じて数値が上乘せされ、次年度以降は、前年度の基準実施率に、前年度基準実施率に応じて数値が実績にかかわらず自動的に上乘せされ、基準実施率が80%以上となるまで増加することとなる（図2参照）。

図2 基準実施率の算出方法

○基準実施率の算出式

基準実施率＝前年度の基準実施率＋前年度基準実施率に応じた増加ポイント

(注1)20%未満は20%として基準実施率を計算
(注2)平成19年度の基準実施率は平成19年度の実績

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

○基準実施率の例

	H19(基準年)	H20(1年後)	H21(2年後)	H22(3年後)	H23(4年後)	H24(5年後)
A事業者	79.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
B事業者	58.0%	59.0%	60.0%	61.0%	62.0%	63.0%
C事業者	45.0%	47.0%	49.0%	51.0%	52.0%	53.0%
D事業者	12.0%	20.0%	22.0%	24.0%	26.0%	28.0%

¹⁰ 食品廃棄物を含む一般廃棄物全体での直接埋立率は約1.3%（平成24年度。災害廃棄物を除く。）

このため、特に分別の困難性等から再生利用等実施率を大きく伸ばすことが困難な外食産業等においては、個々の事業者の実際の再生利用等実施率と目標（基準実施率）が大きく乖離している場合があり、目標を達成しようという意欲が高まらず、目標が形骸化するおそれがある。

次期の基本方針において業種別再生利用等実施率目標の再設定を行う際には、個々の事業者の目標値である基準実施率のあり方、基準実施率の基準年のあり方等を含めて検討することが必要である。

② 定期報告制度について

食品流通の川下にある食品卸売業、食品小売業、外食産業をはじめ、小規模な食品関連事業者が多数、分散して存在する場合があることから、食品関連事業者の発生抑制・再生利用等の取組をより一層加速化させるためには、地域における食品廃棄物等の発生状況をきめ細かく把握し、国（本省、地方出先機関）、地方自治体等が連携し、食品関連事業者、再生利用事業者の取組の継続的な改善を促していくことが必要である。

このことから、現在、事業者単位での実施状況の報告を求めている定期報告の様式を変更し、各事業者に都道府県別のデータの報告を求め、都道府県ごとの食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の実施状況について集計・公表した上で、食品リサイクルに関わる幅広い関係者にその実施状況及び推移について周知するため、地方自治体に情報提供を行い、食品リサイクル法及び廃棄物処理法に基づき、国と地方自治体が連携して、地域ごとの食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の推進を図ることが必要である。

一方、定期報告制度は、年間 100 トン以上の食品廃棄物等を発生させる食品関連事業者による食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の取組状況を定期的に把握し、適時適切に国が指導・助言等を行うために必要不可欠であるが、報告を行う食品関連事業者にとっては多くの事務負担が生じている。

このため、①食品廃棄物等の発生量、再生利用の実施量等の把握に必要な項目、②調査点検の対象者の選定に必要な項目、③調査点検を行う前の事前情報として知っておくべき項目のいずれにも該当しない項目については、報告の項目から除外するなど、定期報告の内容の合理化を行うことが必要である。

また、定期報告等に基づき、再生利用等の適切な実施を確保するため、必要に応じて食品関連事業者に対して指導・助言等を引き続き行っていくことが必要である。

(2) 発生抑制の推進施策のあり方

① 発生抑制の目標値について

平成 24 年 4 月に暫定的に設定された食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、業種を拡大して本格展開を行うため、平成 26 年 4 月から 75 業種のうち 26 業種について目標値が設定されたところである。

目標値が設定された業種の食品関連事業者については、毎年度、食品廃棄物等の発生量が目標値以下となるよう、更なる発生抑制の取組に努めるとともに、設定されなかった業種の食品関連事業者は、当面、自主的な努力により、食品廃棄物等の発生抑制等に努めるものとし、国は引き続きデータを収集し、可能な業種から目標値を設定する方向で検討することが必要である。

発生抑制の目標値が設定されていない 49 業種のうち 25 業種については、データが整った段階で目標値を設定することとされたが、残りの 24 業種については、合同会合の下に設置した「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討ワーキンググループ」が平成 24 年 1 月に取りまとめた「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討WG 報告書」に基づき、平成 26 年 2 月の合同会合の時点においても、食品廃棄物等の実態把握が不十分であることから、今の段階では、目標値の設定は難しい等と整理したところである。

このため、この 24 業種については食品廃棄物等のうち可食部及び不可食部の量的把握を行い、発生抑制を推進する方策を検討することが必要である。

② 官民をあげた食品ロス削減の取組について

食品廃棄物等の発生抑制については、本来食べられるのに捨てられている食品ロスからその削減を図っていくことが必要である。

食品ロスは、食品流通段階における規格外品の発生、需要予測がずれることによる売れ残り、必要量以上の買い物による家庭での廃棄など様々な要因により発生する。また、食品小売業者への納品期限を賞味期間の 3 分の 1 に設定するといった商慣習や賞味期限を必要以上に短く設定するといった商慣習も食品ロスの発生の要因の一つとされるほか、家庭では賞味期限への理解不足、過度な鮮度意識等が要因となる場合も指摘されている。

このため、個々の食品関連事業者だけでは取り組むことが難し

い商慣習の見直しも含めて効果的に食品ロスを削減していくべく、食品ロス削減に関わる関係省庁、地方自治体、関係団体、消費者等の様々な関係者が連携してフードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開しているところである。

今後は、

- ア 食品製造業者における製造工程・輸送工程での更なるロスの削減、賞味期限の延長、食品原料のより無駄のない利用、消費実態に合わせた容量の適正化等の取組
- イ 食品小売業における食品ロス削減に向けた消費者とのコミュニケーション、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等の取組
- ウ 外食産業における高齢者や女性など消費実態に合わせたメニュー開発や提供量調整、地方自治体とも連携した食べ切り運動の推進、消費者とのリスクに関する合意を前提としたドギーバッグの導入等の取組
- エ 食品関連事業者等によるフードバンクの積極的な活用¹¹
- オ 消費者の食品ロスの実態の認識の深化、賞味期限等の正しい理解の増進、過度な鮮度意識の改善、購買行動を通じた食品ロス削減に向けた取組、家庭での3切り運動（水切り、食べ切り、使い切り）、買い物・調理の工夫等
- カ 農林水産省、経済産業省等の連携による納品期限緩和などフードチェーン全体で解決していくことが必要な商慣習見直しに向けた取組の支援等
- キ 食品ロス削減に関わる消費者庁、農林水産省、経済産業省、環境省等の関係省庁、地方自治体、関係団体等の関係主体が連携した食品ロス削減に向けた普及啓発等

を引き続き実施していくことが必要である。

また、食品ロスに係る経済的価値やその削減による環境負荷の低減効果の試算を行うとともに、国全体の食品ロスの発生状況をより実態に即して把握し、取組の効果の「見える化」を通じて国民に対して幅広く食品ロス削減の取組を働きかけていくことが有効である。

（３）再生利用の促進施策のあり方

① 再生利用手法の優先順位について

循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及

¹¹ 食品関連事業者は、フードバンクに提供した食品が原因で事故が発生した場合、食品関連事業者の責任が問われる恐れや自社のブランドが毀損される恐れがあるため、フードバンクを積極的に活用できていない面がある。

び処分の基本原則や、地域特性と資源特性に応じた地域循環圏の発想の観点を踏まえつつ、再生利用手法の優先順位を改めて明確化することが必要である。

優先順位については、環境保全を前提として、第一に「モノからモノへ」の再生利用を、環境負荷の低減に配慮しつつ優先することが必要である。飼料化については、飼料自給率の向上の観点や、食品循環資源が有する豊富な栄養価を最も有効に活用できることから、引き続きこれを最優先することが必要である。次に肥料化（メタン化の際に発生する消化液を肥料利用する場合を含む。）を推進すべきである。その上で、飼料化・肥料化が困難なものについては、メタン化等のエネルギーとしての再生利用を推進することが必要である。

② 再生利用手法について

食品リサイクル法において定められる食品循環資源の再生利用手法については、食品循環資源の再生利用を促進する観点では、幅広い製品が指定され、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用に積極的に取り組むことのできる環境を整備していく必要があるものである。

このため、平成19年2月の「食品リサイクル制度の見直しについて」（食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会意見具申）においても、全国的に一定の需要が確実に見込まれる再生利用製品を製造するものであって、再生利用製品の品質を確保できる再生利用技術が確立されており、かつ、現行の手法と同等程度に再生利用製品の製造や使用に伴う環境への負荷が小さく、人や家畜の健康に悪影響を及ぼさないことが見込まれる場合には、新たな手法として定めることを検討すべきとされている。

このことから、ペットフードなど再生利用製品としての利用の可能性、需要の動向、安全性等から判断して適切と判断された場合には、それらを新たに食品リサイクル法の再生利用手法として位置付けることが必要である。

③ 登録再生利用事業者制度について

登録再生利用事業者制度は、食品関連事業者が再生利用を実施する場合において、再生利用事業者の育成を図っていくことが重要であることを踏まえ、食品関連事業者から排出される食品循環資源の再生利用を行う再生利用事業者のうち、優良な事業者について、その申請に基づき主務大臣が登録を行うものである。

登録再生利用事業者は、平成26年3月末現在において180件ま

で増加するなど裾野が広がり、食品循環資源の再生利用の円滑な実施に貢献してきたところである。

今後、国のホームページ以外にも民間団体が運営する登録再生利用事業者を紹介するホームページ等も活用し、登録再生利用事業者制度を食品関連事業者に普及啓発する取組が必要である。

一方で、登録を受けた事業者の中には、重大な生活環境保全上の支障を生じさせて事業が継続できなくなったものや、適切な再生利用事業が実施されていなかったもの等の不適正事例が発生している状況である。

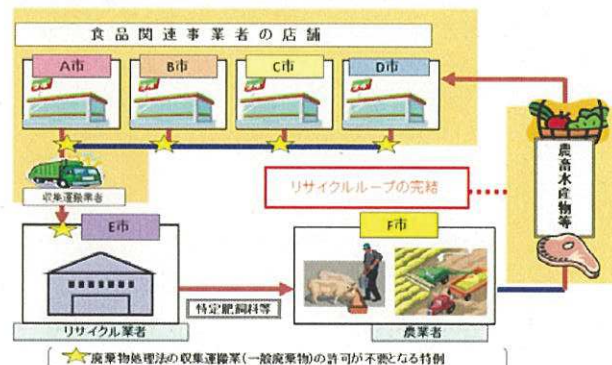
このような状況を踏まえ、登録再生利用事業者による再生利用事業の的確な実施を確保するため、再生利用事業者の登録に当たってこれまでの再生利用製品の製造・利用の実績を考慮することなど、登録に係る要件を強化するとともに、廃棄物処理法に基づき地方自治体とも連携しつつ、国が登録再生利用事業者に対する報告徴収等をより積極的に実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消しの措置等も活用し、登録再生利用事業者への指導・監督を強化することが必要である。

④ 再生利用事業計画（リサイクルループ）認定制度について

リサイクルループ認定制度（図3参照）は、食品循環資源を発生させる食品関連事業者、食品循環資源の再生利用を実施する再生利用事業者、また、製造された再生利用製品を利用する農林漁業者等の3者が連携し、再生利用製品の利用により生産された農畜水産物等の利用までを含めた計画について、その申請に基づき主務大臣が認定を行うものであり、平成26年3月末現在において52件まで増加している。リサイクルループについては、食品リサイクルのあるべき姿の一つとして更なる推進を図る必要がある。

図3 リサイクルループ認定制度

- 川下（小売・外食事業者）については広域での食品循環資源の収集運搬が困難（原則は、収集先の市町村ごとに許可が必要）。
- 小売・外食事業者等が排出した資源に由来するリサイクル肥飼料を用いて生産された農畜産物を利用・販売する計画について、主務大臣の認定を受けた場合には、食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可を不要とする。



このため、地方環境事務所、地方農政局等による食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等によりリサイクルループの形成に向けた主体間の連携を促し、地域における多様なリサイクルループの形成を促進することが必要である。また、食品リサイクル法に基づくリサイクルループに係る取組のみならず、地域においてリサイクル肥飼料等¹²を用いて生産された農畜水産物を利用・販売する等の地域の多様な取組を促進することも重要である。

また、リサイクルループに基づく取組により生産された農畜水産物等の量など認定を受けた計画の実施状況の把握を行っていくことが必要である。

⑤ 再生利用施設の整備の促進について

食品流通の川下の再生利用が進んでいない理由として、発生場所の周辺地域における再生利用施設が不足していること等が挙げられている。

今後、焼却・埋立処分を減らし、食品循環資源の再生利用を推進していくためには、地域の実情や再生利用需給の状況に応じて、コスト面も考慮しながら、市町村や民間事業者の設置する再生利用施設に対する支援や既存施設の有効活用方策を検討していくことが必要である。

環境省の循環型社会形成推進交付金においては、平成 26 年度から、従来の高効率ごみ発電よりも、さらに先進的な高効率エネルギー利用を行うメタン化施設等について、交付率 2 分の 1 の嵩上げ措置を講じたところであり、今後、市町村による食品循環資源の再生利用の取組を更に加速化させる必要がある。

併せて国はエネルギー特別会計予算やバイオマス産業都市関連予算による民間事業者に対する支援も引き続き行うことが必要である。

市町村が再生利用施設の整備を検討する際は、必要に応じて民間事業者との連携等を考慮に入れることも有効である。

⑥ その他

食品循環資源の再生利用を推進していくに当たっては、特定肥

¹² メタン化により発生するメタンを燃焼させることにより得られる電力、発電の際に発生する余熱等を農作物の育成等に利用することなども考えられる。

飼料等の製造の技術的支援と併せて食品リサイクル製品認証・普及制度及びエコフィード認証制度を引き続き普及啓発していくことが必要である。また、先進的に食品リサイクルに取り組む優良な食品関連事業者に対して、表彰制度などを活用して評価し、食品関連事業者による食品リサイクルの取組を加速化することが必要である。

また、平成 25 年 4 月から開始された J-クレジット制度については、食品廃棄物由来のものを含めたバイオガス（嫌気性発酵によるメタンガス）による化石燃料又は系統電力代替の方法論に基づく実績がないことから、制度の普及に努め、食品廃棄物のエネルギー利用による温室効果ガスの排出削減の取組を推進することが必要である。

さらに、再生利用を推進するためには、消費者が、食品循環資源の再生利用の意義への理解を深めながら、食品関連事業者等によるリサイクルループの取組により生産された食品の積極的な購入や食品リサイクル肥料の利用など、食品循環資源の再生利用の推進に積極的な役割を果たしていくことが求められる。こうした消費者による積極的な行動を後押しするため、国、地方自治体、食品関連事業者等が連携し、食品関連事業者による取組等に関する情報を積極的に発信することが必要である。

（４）地方自治体との連携を通じた食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の取組の促進

食品流通の川下の再生利用が進んでいない理由として、食品廃棄物等の分別にコストがかかること、性状が不均質のため飼料化・肥料化が難しいこと、民間の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高となっていること、発生場所の周辺地域における再生利用施設の不足を含め需給のマッチング等がより困難であること等が挙げられている。

今後、地域における食品廃棄物等の発生抑制・再生利用を推進するためには、各地域での食品廃棄物等の発生状況、再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、地方自治体が主体的な役割を担うことが期待されている。食品関連事業者や再生利用事業者からも地方自治体の関与が要望されているほか、これまで再生利用が進んでいない川下を中心とする食品循環資源の再生利用を推進する観点からも、地域における民間の再生利用事業者の把握・育成、地方自治体を含めた関係主体の連携による計画的な食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の推進を図ることが有効である。

域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する市町村におい

ては、環境保全を前提としつつ、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生抑制・再生利用が地域の実情に応じて推進されるよう、市町村や民間事業者の活用・育成による再生利用の実施を含めて市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けることが必要である。特に、リサイクルループ事業については、当該事業の範囲内において食品循環資源に由来する再生利用製品の確実な利用が見込まれるものであることから、市町村の区域を越えたりサイクルループ事業での食品循環資源の収集運搬・再生利用が、環境保全を前提に円滑に行われるよう、一般廃棄物処理計画における位置付けを含め、改めて国から周知していくことが必要である。また、市町村における廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進することが必要である。

都道府県においても、管内の市町村とも連携を図りながら、各都道府県が実施する循環型社会形成推進に係る施策において食品廃棄物等の発生抑制・再生利用を位置付け、更なる推進を図ることが必要である。

また、国による食品リサイクル法等の関係法令への理解促進を図る観点から、地方環境事務所、地方農政局等を通じて、管内の地方自治体の廃棄物行政担当部局に対して、食品リサイクル法を含めた各種リサイクル制度に係る説明会・意見交換を定期的に実施するほか、機会を捉えて、地域における食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の推進、食品リサイクル法に基づく取組へのより一層の積極的な対応を促すことが必要である。

さらに、地域における食品廃棄物等の発生状況や利用状況をよりきめ細かく把握し、国（本省、地方出先機関）、地方自治体等が連携し、地域の食品関連事業者、再生利用事業者に働きかけていくことが必要であり、こうした取組に資するよう、上述（１）②のとおり、定期報告の様式を変更して都道府県別のデータの整理等を行うとともに、本省、地方出先機関の連携を強化し、さらには地方自治体と一体となって地域における食品廃棄物等の発生抑制・再生利用を推進していく体制をつくることが必要である。

国としても、地域において食品リサイクルの取組が円滑に推進されるよう、都道府県・市町村の廃棄物処理法上の役割分担を踏まえながら、必要に応じて地方自治体に対して廃棄物処理法の解釈等の技術的な助言を行うなど、地方自治体との連携を強化していくことが必要である。

（５）熱回収のあり方について

循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及

び処分の基本原則を踏まえ、熱回収は再生利用の次に位置付けられるものとし、再生利用が困難な食品循環資源については、既存の再生利用用途に影響を及ぼさないことを前提としつつ熱回収を促進することが必要である。

食品リサイクル法においては、食品循環資源からの熱回収について、メタン化等の再生利用手法と同等以上のエネルギー効率で実施する場合には、食品循環資源の再生利用等を行ったものとして、食品関連事業者による再生利用等実施量として算定できることとしており、食品循環資源からの熱回収を実施する場合の、近隣の再生利用施設における食品循環資源の受入状況や、熱回収のエネルギー効率等について、条件が定められているところである。

現行の食品リサイクル法上の熱回収の条件の設定根拠となった技術的な情報について、最新の動向を調査した上で、現行の熱回収の条件をなお妥当とするか否かについて検証を行った。

その結果、再生利用施設における食品循環資源の受入状況や、食品循環資源の再生利用と熱回収とのエネルギー効率の比較の状況についてみても、熱回収の条件を設定した際と比較して有意な状況の変化が確認されなかったことから、熱回収の条件については現時点で変更することは妥当でないと考えられる。

一方、塩分・油分の多いもの等、食品循環資源の性状等から再生利用が困難な場合は一定程度存在するが、熱回収の条件に合致していると考えられる場合であっても、熱回収の条件が複雑であることから、食品関連事業者において熱回収の実施が十分に検討されていない場合がある。このため、食品リサイクル法上の熱回収のエネルギー効率条件を満たす施設の立地状況等について、最新の動向を踏まえ、食品関連事業者に対する適切な情報提供を図ることにより、熱回収の実施が十分に検討される必要がある。

また、廃棄物焼却時に併せて廃棄物からの熱回収を行うことについては、実態を踏まえ、廃棄物全般にわたる施策において引き続き推進していく必要がある。

(6) 学校給食用調理施設、公的機関の食堂、直営の社員食堂等から発生する食品廃棄物等に係る取組

学校給食用調理施設、公的機関の食堂、直営の社員食堂等は、現行の食品リサイクル法では食品関連事業者に位置づけられていないが、食品廃棄物等を継続的に発生させている主体の一つである。

このため、可能な限りそれらから排出される食品廃棄物等の処理実態等を調査した上で、食品ロス削減国民運動の一環として食

品ロス削減等の取組を実施するとともに、調理くずや食べ残しなどの食品残さを回収し、再生利用の取組を推進することが必要である。

さらに、学校においては、食育・環境教育の一層の推進を図る観点からも、食品廃棄物等に係る取組を推進し、地方自治体における取組を後押ししていくことが必要である。

(7) 家庭系食品廃棄物に係る取組

家庭系食品廃棄物に係る取組については、地域の実情に応じて、市町村が中心となった取組が各地で実施されており、近隣自治体が連携した取組も行われている状況である。

こうした取組の更なる促進を図るため、家庭系食品廃棄物の発生抑制・再生利用に係る取組について、市町村の果たすべき役割について改めて周知を図るとともに、消費者による発生抑制の促進や、市町村による再生利用施設の整備に対する支援等とともに、地方自治体による先進的な取組事例の積極的な普及・展開を図ることが必要である。

(8) 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の推進を通じた食に関する多様な政策目的への貢献

食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の推進については、循環型社会の形成推進の効果のみならず、地域活性化やバイオマスの利活用、食料自給率・飼料自給率の向上、有機農業の推進、環境教育・食育・ESD（持続可能な開発のための教育）の推進など、関連する多様な政策目的の達成にも同時に資するものである。

例えば、学校給食から発生する食品循環資源の再生利用により得られた肥料等を学校で用いることや、この事例を授業で紹介する取組が行われている例もあるが、こうした取組は食品廃棄物等の発生抑制・再生利用や環境教育・食育を同時に推進するものである。また、国内で発生した食品循環資源を利用して生産した飼料を海外から輸入した飼料に代替して利用することや、リサイクルループ製品を積極的に利用することは、食料自給率・飼料自給率の向上にも資する取組である。

このことを踏まえ、多様な政策目的の達成にも資する点も提示しながら関係主体への取組の働きかけを行い、食品ロス削減関係省庁等連絡会議等の場も活用しつつ、関係主体間の連携を強化し、食品廃棄物等の発生抑制・再生利用に関する施策を一体的に推進し、相乗効果を求めていくことが重要である。

4. おわりに

本とりまとめは、食品リサイクル制度の現状と課題を踏まえつつ、食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の一層の進展のために、改善策について提言を行ったものである。

今後、国においては、このとりまとめを基に、循環型社会、持続可能な社会の構築に向けて、全国あるいは地域において、国、都道府県、市町村、食品関連事業者、消費者、再生利用事業者、農畜水産事業者等の連携により、消費者の行動変革を含めて食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の一層の推進がなされるよう、施策の具体化や取組の進捗状況を共有し、将来目指すべき具体的な姿も見据えつつ、取り組んでいくことが必要である。

なお、食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の状況等を踏まえ、今回の検討から5年後を目処に、食品リサイクル法の施行状況の点検を行うことが必要である。

食品ロス削減に向けた経済産業省の取組

平成 26 年 8 月 4 日
経済産業省流通政策課

1. 製・配・販連携協議会について

製・配・販連携協議会とは、サプライチェーン上の様々な課題を解決するために、メーカー（製）、中間流通・卸（配）、小売（販）の各企業（43 社）が協力して取り組む事を目的として、平成 23 年 5 月に設立された協議会である。

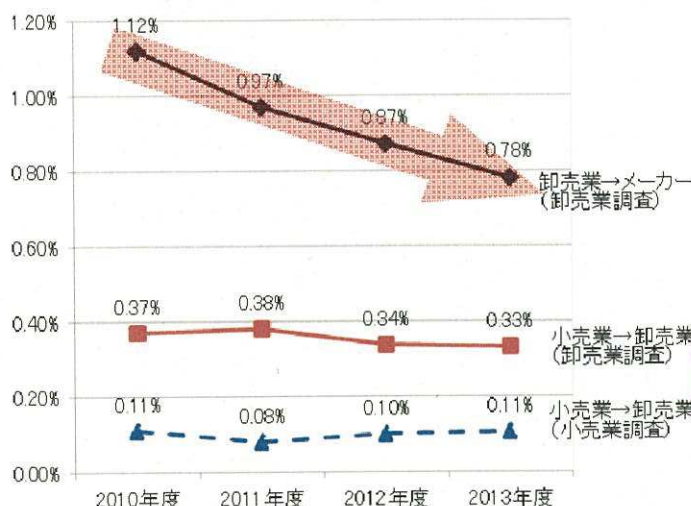
我が国流通業サプライチェーンの効率化や、新たな市場・付加価値の創造等につながるため、経済産業省としても、積極的に支援している。

平成 25 年度（平成 25 年 9 月～平成 26 年 7 月）は①返品削減に向けた取組進捗と日付情報ガイドラインのフォローアップ、②賞味期限の年月表示化／リードタイム最適化の進め方、③商品情報授受の効率化、に関する 3 つのワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、食品ロスの原因の一つとして挙げられる小売・卸からメーカーへの返品に関して、実態調査や、削減に向けた取組を実施した。

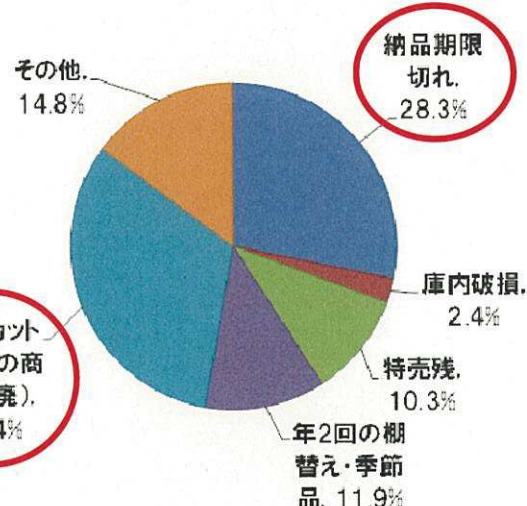
2. 平成 25 年度（平成 25 年 9 月～平成 26 年 7 月）の取組

(1) 返品率、返品理由の調査

加工食品の返品率の推移（2010 年度～2013 年度）



加工食品の返品発生理由（卸売業→メーカー、2013 年度）

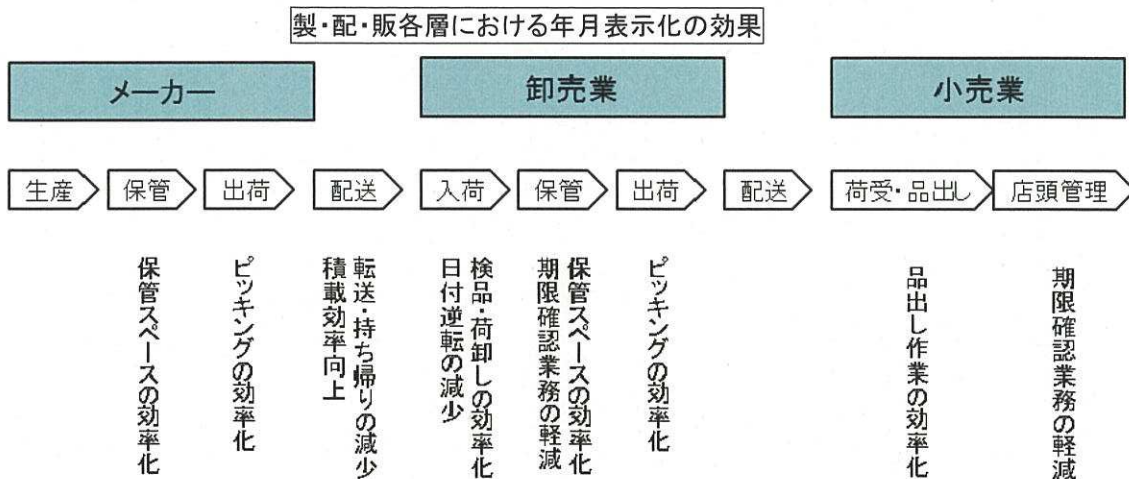


出典：2014 年 7 月 4 日 製・配・販連携協議会総会資料より抜粋

(2) 賞味期限の年月表示化に向けた検討

現在、加工食品の賞味期限は多くが「年月日」で表示されているが、賞味期限表示を年月日から年月とすることで、日付逆転の発生頻度を減らし、保管・配送・入出荷等の作業を効率化することが期待されている。食品ロス削減の観点からも、納品期限の見直し、賞味期限の延長とともに年月表示化を推進し、返品や廃棄をできるだけ

抑制することが求められている。



出典：2014 年 7 月 4 日 製・配・販連携協議会総会資料より抜粋

○対象商品

- 年月表示化は、賞味期限の比較的長い商品から取組むのが有効。
- 当面の対象は、おおむね賞味期限 1 年以上の商品とする。

○賞味期限設定

- 年月表示化により賞味期限が短くなり、かえって返品や廃棄が増加する事態は避けるべきである。
- このため賞味期限を 1 カ月間延長し、日数分を切り捨てるなどの対応を講ずることが望ましい。

○実施時期

- 目標の目安として 2015 年 7 月の秋新製品発売時期以降と想定する。

3.平成 26 年度（平成 26 年 8 月～平成 27 年 7 月）の取組

平成 25 年秋から「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」と共同で実施した納品期限見直しパイロットプロジェクトの結果を踏まえ、製・配・販連携協議会として、①飲料と賞味期間 180 日以上菓子について、「賞味期間の 1/2 残し」以下に緩和することを推奨し、より多くの企業での実運用開始を目指す、②今年度実施しなかったエリアや商品カテゴリーに対象範囲を拡大したパイロットプロジェクトを実施し、納品期限見直しの効果を検証する事を課題としてあげている。

また、年月表示化に関しては、中堅・中小企業を含む協議会外企業への普及促進が重要であり、「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」による業界団体への働きかけ等と連携して推進することが有効である。

4.平成 27 年度予算の検討状況

特になし。

市町村等を通じた地域の食品ロス削減対策の促進

資料 2 - 3

平成26年8月
環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

- 食品流通の川下において発生する事業系食品廃棄物や、家庭系食品廃棄物に含まれる食品ロスの削減対策について、市町村が中心となって取り組めるよう、発生実態の把握、取組効果の「見える化」等を通じて市町村を後押しする必要がある。
- 都道府県が、管内の市町村とも連携を図りながら、各都道府県の循環型社会形成推進施策において食品ロス削減を位置付けていくことも有効。
- 食品ロス削減は、廃棄物の発生抑制だけでなく、温室効果ガスの排出削減などの環境負荷の低減効果がある。

1. 食品ロスの発生実態と取組効果の「見える化」の促進

- ・家庭系ごみの組成調査を通じた家庭系食品ロスの発生実態の把握、市町村の家庭系ごみ組成調査の実施状況把握【平成26年度～】
- ・食品ロス削減による環境負荷の低減効果の試算等を通じた、取組効果の「見える化」等【平成26年度～平成27年度】

2. 地域の食品ロス削減対策支援

- ・都道府県・市町村における食品ロス削減対策の先進事例の調査【平成25年度～】
- ・フードバンクと自治体が連携した家庭系食品ロス削減の取組の支援、フードバンク活動の認知・理解の拡大【検討中】
- ・食品廃棄物の発生抑制と温室効果ガス排出削減とを同時に達成する食品ロス対策の草の根活動に対する支援【検討中】等

食品ロス削減に向けた消費者庁の取組

1. 25年度における主な取組

(1) 消費者向けウェブサイト・パンフレット等の作成

- ・当庁公式HPに専用ページ「食べもののムダをなくそうプロジェクト」を設け、消費者向けの情報を掲載。
- ・食品ロスの現状、食品ロス削減のための工夫などを盛り込んだパンフレット等を作成し、自治体等での活用を呼びかけ。
- ・農林水産省と連携し、政府広報（動画）を作成。

(2) 地方公共団体における普及啓発事業

地方公共団体において「先駆的プログラム」として実施した内容や結果を消費者庁において取りまとめて全国にフィードバック。（予算額：500,000千円の一部）【参考1】

(3) 食品ロスの削減に関する意見交換会

消費者が食品ロスを削減するために必要な知識、消費者に対する効果的な普及啓発の内容及び手法を検討。

平成26年3月に取りまとめ文書を公表。

(4) 「消費者基本計画」等への記載

- ・消費者基本法に基づく「消費者基本計画」において、重点施策のひとつとして、「食品ロス削減その他の消費者自身の意識改革による社会問題への対応」を盛り込んだ。【参考2】
- ・文部科学省とともに、今後の消費者教育の推進の指針となる「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を作成。また、基本方針に掲げた今後検討すべき課題について、消費者教育推進会議の下に3つの小委員会を設置。【参考3】

※消費者教育の推進に関する基本的な方針の概要

「誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供する」ために、国や地方公共団体の消費者教育の施策の指針となるだけでなく、様々な消費者教育の担い手の指針ともなるもの。

消費者市民社会の概念を明示し、環境教育や食育等の関連する教育との連携を示すなどにより、食品ロスを消費者教育の一テーマとして位置づけ。

2. 平成26年度における主な取組

(1) 消費者向けウェブサイト・パンフレット等の更新

現在のパンフレット等への消費者の反応、意見交換会における意見、地方公共団体の事業成果等を踏まえ、更新を行う。

(2) 地方公共団体事業の好事例紹介

平成25年度の「先駆的プログラム」事業を始め、地方公共団体の好事例を広く紹介。

(3) 「消費者教育の推進に関する基本的な指針（基本指針）」を踏まえた消費者教育の推進

基本方針に掲げた今後検討すべき課題について、消費者教育推進会議の下に設置した3つの小委員会において検討。

3. 平成27年度予算に向けた検討状況

普及啓発予算の確保について検討中。

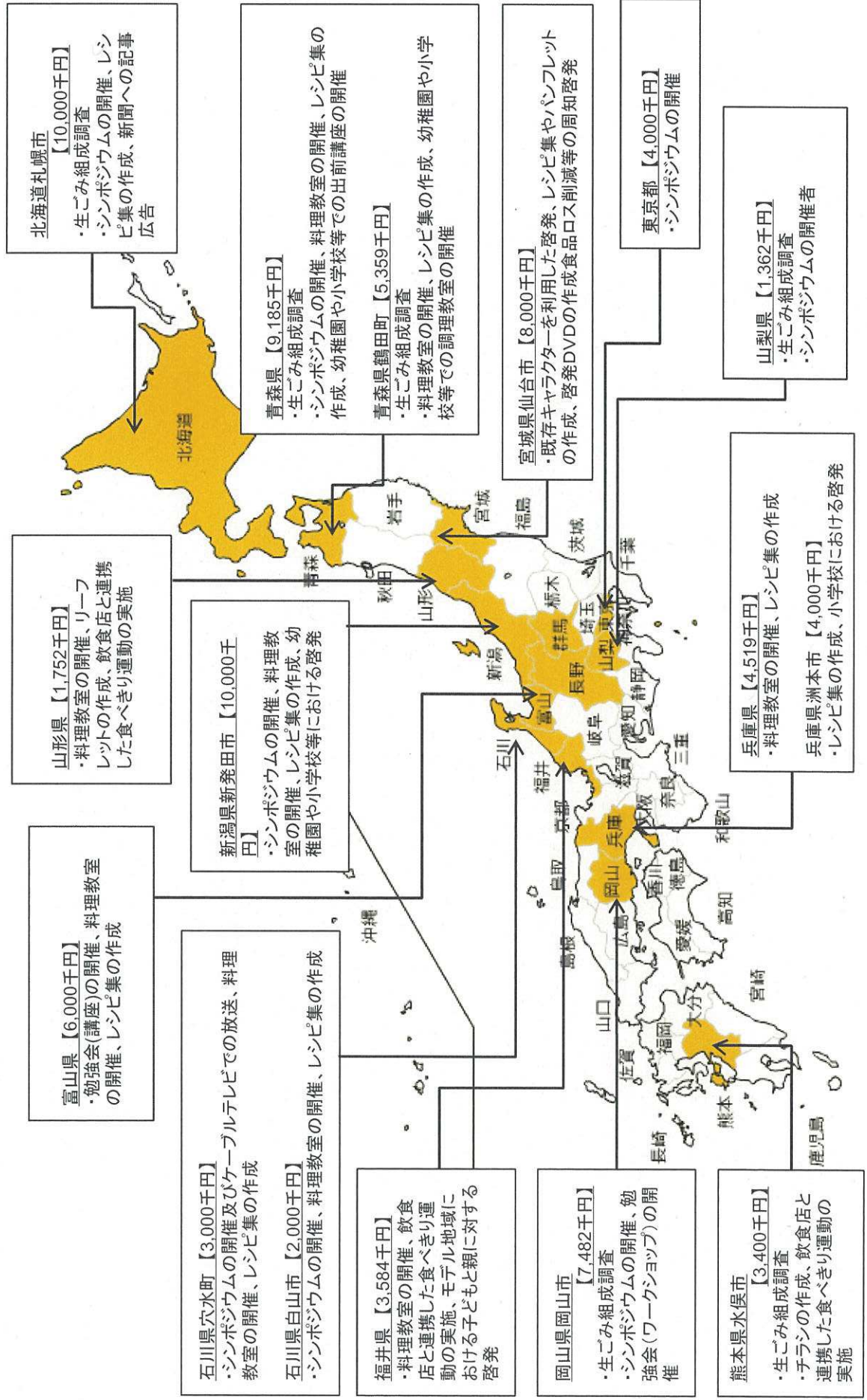
- ・食品ロス統計調査（平成26年度実施）の結果紹介
- ・納品期限見直しの内容紹介
- ・地方公共団体の好事例紹介 等

以 上

平成25年度先駆的プログラムの実績(食品ロスの削減)

資料2-4
参考1

16事業(1都1道11県) 合計:83,643千円



消費者基本計画（抜粋）

（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定、平成 26 年 6 月 27 日一部改定）

【重点施策】

① 消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」

9. 食品ロス削減その他の消費者自身の意識改革による社会問題への対応（施策番号：175 関係）【消費者庁、関係省庁等】

消費者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に行動することが重要であるような課題について、消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつつ、積極的な取組を支援する具体的施策を推進する。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	- 家庭における食品ロスの実情等の調査分析 - 食品ロス削減に向けた効果的な取組の在り方の検討	調査分析や検討の結果等を踏まえた取組の実施	消費者庁 関係省庁等	
②	- その他消費者意識の向上により社会問題の解決に資する取組の抽出 - 商品の流通経路、価格等に係る消費者意識、認知度の調査分析	調査分析結果等を踏まえた消費者への普及啓発活動の実施及び必要な取組の検討・実施	消費者庁 関係省庁等	

【具体的施策】

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

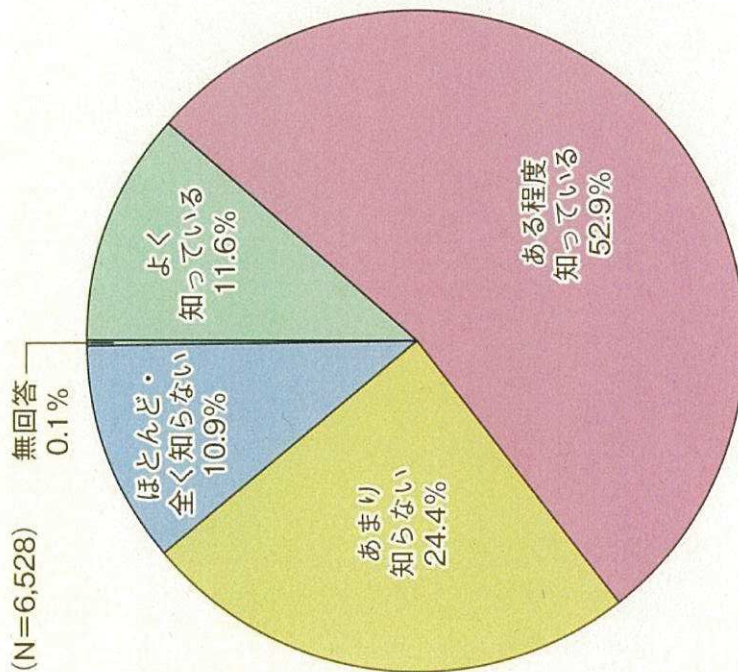
（3）消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。

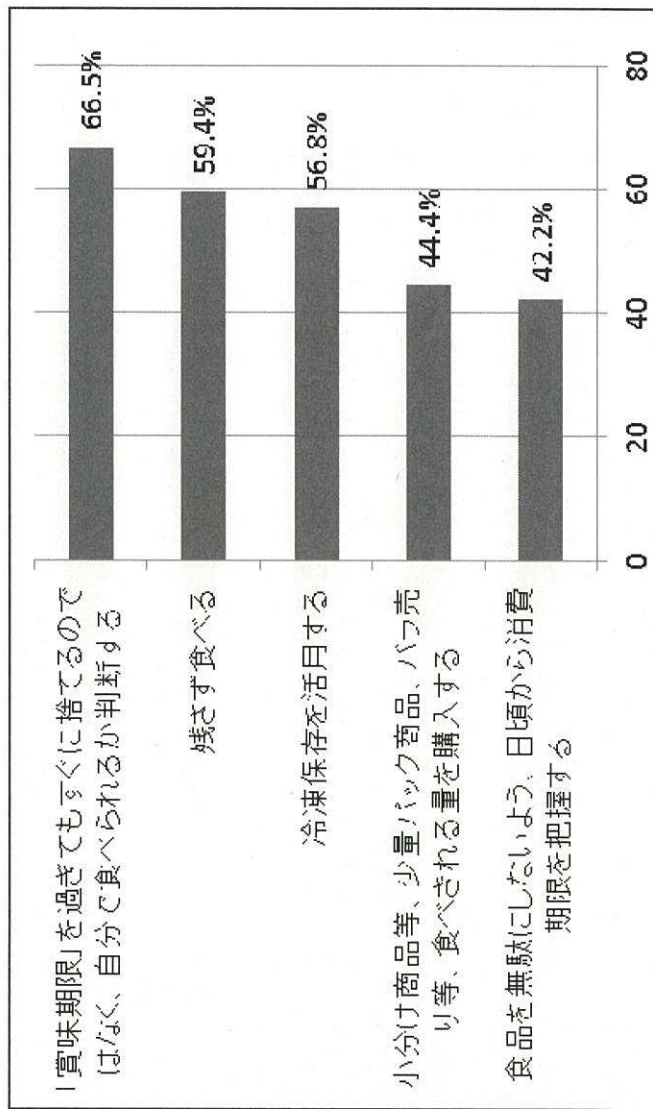
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
175	消費者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に行動することが重要であるような課題について、消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつつ、積極的な取組を支援する具体的施策を推進します。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。

食品ロス問題を知っている人は64.5%、賞味期限を過ぎても自分で判断する人は66.5%。

↓
消費者も意識はしているものの、行動には結びついていない可能性。
「分かりやすい問題提起」と「楽しく実践できる方策の提案」を通じて、食品ロスに関する認知度の向上と消費者の協力を促していく。



(備考) 1. 消費者庁「消費者意識基本調査」(2013年度)。
2. 「あなたは、食品ロスという問題を知っていますか。」との問に対する回答。



消費者教育の推進に関する法律の概要

資料2-4
参考4

国と地方の責務と実施事項	
国	地方公共団体
責務(第4条) 消費者教育の推進に関する総合的な施策 定、実施	責務(第5条) 団体の区域の社会的経済的状况に応じた施 策策定、実施(消費生活センター、教育委員 会その他の関係機関と連携)
財政上の措置(第8条) 推進に必要な財政上の措置(地方は努力義務)	
基本方針(第9条) ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容等	都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画 ・基本方針を踏まえ策定(努力義務)
消費者教育推進会議(第19条) 消費者庁に設置(いわゆる8条機関) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体 系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更に見 委員(内閣総理大臣任命) ～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・ 学識経験者等 ※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門 委員を置く(政令で規定)	消費者教育推進地域協議会(第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、 体系的かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更に見 構成 ～消費者、消費者団体、事業者、 教育関係者、消費生活センター等
義務付け(国・地方) ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、 人材の活用 ○大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 ○地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 ○人材の育成等(第16条)	努力義務(国および地方) ○教材の活用等(第15条) ○調査研究(第17条) ○情報の収集(第18条)

目的(第1条)

- ・消費者教育の総合的・一体的な推進
- ・国民の消費生活の安定・向上に寄与

定義(第2条)

『消費者教育』
消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関
する教育及びこれに準ずる啓発活動
(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画すること
の重要性について理解及び関心を深めるための教育を
含む。)

『消費者市民社会』
・個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重
・自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の
社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの
自覚
・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画

基本理念(第3条)

- ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつ
ける実践的能力の育成
- ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与
できるような積極的な支援

体系的推進・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮

効果的推進・場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応
・多様な主体間の連携
・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報
を提供
・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解
・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な
連携

消費者団体(努力義務)(第6条)

～自主的活動・協力

事業者・事業者団体(努力義務)

- ～施策への協力・自主的活動(第7条)
- ～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供
(第14条)

消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)

平成25年6月28日 閣議決定

概要

平成25年度～29年度の5年間

○消費者教育の推進に関する法律第9条(平成24年12月施行)

○内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。

～平成25年3月より消費者教育推進会議開催、消費者委員会の意見聴取、消費者等の意見反映。

- 基本方針の方向＝誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進
- 手段＝幅広い担い手(国・地方、行政・民間、消費者自身)の支援、育成担い手間の連携、情報共有の促進

I 消費者教育の推進の意義

経済社会の変化
・グローバル化/高度情報化/高齢化⇒消費者被害の多様化・複雑化
・大量生産 大量消費 大量廃棄/大震災の経験⇒消費行動の課題

- ・ルールを知り、被害を防ぐ消費者的努力
- ・持続可能な消費の実践、消費者的社会的役割の自覚
- ・消費者の自立を支援
被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成
- ・消費者市民社会の形成に寄与
よりよい市場、よりよい社会の発展に積極的に関与する消費者の育成

II 消費者教育の推進の基本的な方向

○消費者教育の体系的推進 領域・段階ごとに目標を設定
情報の「見える化」⇒多様な担い手が共有



・消費者の特性・場の特性に応じた方法で実施
若年者の被害防止・成年年齢引下げに向けた環境整備の観点等から、高等学校段階までに、主体的に判断し責任をもって行動できる能力を育む
・消費行動の社会経済への影響等、多角的視点で情報提供

- 国からの地方支援 財政支援、情報提供による支援
- 各主体の役割と連携・協働
 - ・国と地方公共団体
 - ・消費者行政と教育行政
 - ・地方公共団体と消費者団体、事業者団体

○環境教育・食育・金融経済教育・法教育等との連携推進
連携・展開による相乗効果・教材等のコンテンツの共通化など

III 消費者教育の推進の内容

- 1 様々な場での推進
・学校(小・中・高校、大学・専門学校等)
・地域社会(地域、家庭、職場)
- 2 人材(担い手)の育成・活用
・小・中・高校・大学等の教職員
・消費者団体、NPO、地域福祉関係者
・事業者・事業者団体等
・消費者
- 3 資源等
・教材等の作成、活用
・調査研究
・情報収集・提供

行政各部局間、多様な担い手との連携
消費者行政部局と教育行政部局、福祉関係部局、商工部局との連携
(高齢者・障害者見守り、担い手としての事業者・事業者団体との連携)

消費生活センターを拠点化
(消費者教育・人材育成)
←国民生活センターが支援

コーディネーターの育成、活用
多様な関係者のつなぎ役、地域と学校のつなぎ役

IV 関連する他の消費者施策との連携

- 1 安全・安心の確保
 - 2 自主的・合理的な選択の機会の確保
 - 3 消費者意見の反映・透明性確保
 - 4 苦情処理・紛争解決の促進
- ⇒ 教材への反映
- 食品と放射能に関する理解増進
リスクコミュニケーションの強化
- 食品表示の理解増進

V 今後の消費者教育の計画的な推進

- 1 今後の推進方策
 - ・各都道府県・市町村での推進の支援
 - ・推進会議・小委員会での検討、施策への反映
 - 専門委員・地域ごとの代表を任命
- 2 基本方針の達成度の検証(5年の見直し)
・基本方針の見直し＝中間的に3年を目途に見直し
・達成度の検証

○基本方針を踏まえ、都道府県消費者教育推進計画、市町村消費者教育推進計画を作成(努力義務)

- 国・地方、多様な担い手の指針

効果的な情報提供方策の開発
～特に高齢者・障害者向け

モデル地区における先進的な実践
消費者市民社会概念の研究・普及
コーディネーターの育成 / 情報提供

消費者学習の国民的な運動
多様な実践を共有し、相互に連携・協働できる場の提供
優れた活動を奨励
(消費者支援功労者表彰制度等)
消費者教育の日、週などの制定

事故・トラブル情報の迅速的確な分析、原因究明
⇒ 教材への反映

各府省庁で今後実施の施策を
取りまとめ (25年内目途)

地方支援
推進会議の地方開催
推進計画策定、地域協議会設置に向け、事例集の作成・説明会等で情報提供

・消費者教育推進のための指標化
・すべての都道府県で推進計画の策定、地域協議会の設置を目指し、支援

基本方針に掲げた「今後検討すべき課題」と小委員会

消費者市民育成小委員会

消費者市民社会の形成に向けて、消費者教育・消費者学習における系統的・横断的な課題に関する事項を検討する

- 消費者学習運動の展開策
- イメージマップに照らした不足領域の抽出とそれを補う教材等の作成
- イメージマップのバージョナップ
- 実践事例と対応させた消費者市民社会概念の研究・普及
- モデル地区、先進的取組の研究手法
- 安全安心確保のための総合的体系的な安全教育
- 消費者教育の推進のための指標化

情報利用促進小委員会

多様な担い手の積極的な参画に向けて、情報の効果的な収集、整理及び提供のあり方等に関する事項を検討する

- 高齢者・障害者見守りにおける効果的な情報提供方策等
- 消費者教育ポータルサイトの掲載基準等
- 効果的かつ確実な情報提供の仕組み
- 総合的な情報サイト
- 情報提供の実効性確保の方策

地域連携推進小委員会

多様な担い手の有機的な連携に向けて、地域における資源の活用及びネットワーク化等に関する事項を検討する

- 消費者行政担当部局と、教育委員会を始めとした教育部署との連携方策
- 地域における各主体の連携・協働のための方策
- 消費生活に関連する教育と消費者教育との有機的な連携方策
- 消費生活センターの消費者教育の拠点化の具体的方法
- 地域の各主体の連携・協働具体策
- コーディネーターの仕組み・人材確保・育成等の方策
- 地域ごとの消費者教育推進会議の開催による国と地方の連携策

Ver.1.0					成人期		Ver.1.0	
					特に若者	成人一般	特に高齢者	
各期の特徴					生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始めめる時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	
重点領域					生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考慮する習慣を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響の大切さを伝え合おう	
消費がもつ影響力の理解					持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指してライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう	
持続可能な消費の実践					身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けて行動の場を広げよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	
消費者の参画・協働					安全で危険の少ないくらし方をすすめる習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう	
商品安全の理解と危険を回避する能力					トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすいう社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう	
トラブル対応能力					契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう	
選択し、契約することへの理解と考える態度					生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう	
生活を設計・管理する能力					情報と情報技術を活用し、適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を活用し、適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を活用し適切に利用しよう	
情報の収集・処理・発信能力					情報社会のルールや情報モラルを守り、適切な利用をしよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	
情報社会のルールや情報モラルの理解					消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう	
消費生活情報に対する批判的思考力								

Ver.1.0					成人期		Ver.1.0	
					特に若者	成人一般	特に高齢者	
各期の特徴					生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始めめる時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	
重点領域					生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考慮する習慣を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響の大切さを伝え合おう	
消費がもつ影響力の理解					持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指してライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう	
持続可能な消費の実践					身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けて行動の場を広げよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	
消費者の参画・協働					安全で危険の少ないくらし方をすすめる習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう	
商品安全の理解と危険を回避する能力					トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすいう社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう	
トラブル対応能力					契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう	
選択し、契約することへの理解と考える態度					生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう	
生活を設計・管理する能力					情報と情報技術を活用し、適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を活用し、適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を活用し適切に利用しよう	
情報の収集・処理・発信能力					情報社会のルールや情報モラルを守り、適切な利用をしよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	
情報社会のルールや情報モラルの理解					消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう	
消費生活情報に対する批判的思考力								

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

品質

製造日からの日数

消費期限

賞味期限

早く悪くなるもの
(傷みやすい食品)

劣化が比較的遅いもの
(日持ちする食品)

おいしく食べられる
ことができる期限
※まだ食べられる

期限をすぎたら食べない
ほうがよい期限

＜消費期限と賞味期限のイメージ＞

名 称	いちごジャム
原材料名	いちご、砂糖、・・・
内 容 量	400g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光を避け、常温で保存
製造者	〇〇株式会社
	東京都千代田区△△

賞味期限 13.12.31

食品ロス削減に向けた内閣府の取組

資料 2-5

第2次食育推進基本計画(抄)

食に関する感謝の念と理解

世界の食料事情は、現在、9億人を超える人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいることを始めとして、楽観視できない状況にある。このような厳しい状況を理解して、「もったいない」という精神で、食事ができることに感謝の念を持つことは、食育の極めて大切な要素である。(以下略)



食育白書において、各省庁における食品リサイクルと食品ロスの削減に関する取組を記載

〇コラム

食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSSプロジェクト)を展開中です

〇事例

フードチェーンにおける食品ロス削減のための商慣習検討の取組
食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム



食品ロスや食品表示についても記載した「食育ガイド」を都道府県、関係団体等へ配布するとともに内閣府HPに掲載



・6月の食育月間において、食を大切にする気持ちをする重点事項として位置付け、食育推進全国大会(平成26年度:長野県で開催、平成27年度:墨田区で開催予定)において消費者へ普及啓発

・都道府県食育担当課を通じた普及啓発



食品ロス削減に向けた文部科学省の取組

平成 26 年 8 月 4 日

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

1. 25 年度における主な取組

- (1) 学校における食育の取組の中で給食の時間等に「食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心をもつ」ことを指導
【指導内容の例】

○感謝の気持ちの表れとして、残さず食べたり無駄なく調理したりすること。（「食に関する指導の手引 第一次改訂版」平成 22 年 3 月、文部科学省）

2. 26 年度における主な取組（予定含む）

- (1) 学校における食育の取組の中で給食の時間等に「食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心をもつ」ことを指導
【指導内容の例】

○感謝の気持ちの表れとして、残さず食べたり無駄なく調理したりすること。（「食に関する指導の手引 第一次改訂版」平成 22 年 3 月、文部科学省）



【内容】

- ・学校における食育の必要性
- ・食に関する指導の目標
- ・各教科等や給食の時間における食に関する指導の基本的考え方や指導方法

— 関係府省庁が連携して食品ロスの削減に取り組みます —

事業者向け

【平成26年度の主な取組（予定含む）】

- 「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」への支援。（農林水産省/予算額:45百万円の一部）
- 「製・配・販連携協議会」の返品削減に関する取組への支援。（経済産業省）
- 「納品期限見直しパイロットプロジェクト」（納品期限緩和の実証事業）への支援。（農林水産省/予算額:45百万円の一部）
- 「販売期限切れ食品売切りのためのポイント付与実証試験」への支援。（農林水産省/予算額:45百万円の一部）
- 食品ロス削減に貢献した事業者等への表彰。（農林水産省/予算額:15百万円の一部）
- フードバンク活動などの検討等を行うNPO法人等への支援。（農林水産省/予算額:45百万円の一部）

○ 「循環型社会形成推進基本計画」への盛り込み。（環境省）

○ 3R推進月間（10月）の「環境にやさしい買い物キャンペーン」における啓発。（環境省）

消費者向け

【平成26年度の主な取組（予定含む）】

- ホームページにおける啓発。（消費者庁、農林水産省）
- 「消費者基本計画」における重点施策への位置付け。（消費者庁）
- 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」におけるテーマへの位置付け。（消費者庁、文部科学省）
- 学校における指導内容に「食べものを大事にし、生産者等へ感謝する心をもつ」旨を提示。（文部科学省）
- 消費者向けのパンフレットやイベント開催等による啓発。（消費者庁/予算額:7百万円）
- 食育推進全国大会における普及啓発。（内閣府）
- 地方自治体を通じた普及啓発。（各省庁）

食べもののムダをなくそうプロジェクト

